

平成24年度 区分所有管理士 登録更新（再登録）のご案内

<目次>

1. 登録の更新（再登録）について	1
2. 登録更新等対象者	1
3. 登録更新等の要件	1
4. 小論文の提出	2
5. 登録更新等講習の受講	4
6. 登録更新等に必要書類	5
7. 区分所有管理士登録簿	6
8. 登録証の交付	6
9. 登録の抹消	6

<送付書類>

- (1) 区分所有管理士登録申請書
- (2) 区分所有管理士登録更新(再登録)申込書

平成24年3月

社団法人高層住宅管理業協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル2階
TEL. 03-3500-2720
FAX. 03-3500-1261

1. 登録の更新（再登録）について

(1) 区分所有管理士登録の更新（再登録）（以下「登録更新等」という。）について

区分所有管理士の登録証の有効期間は、交付日から5年間となっております。登録証の有効期間が満了する登録者（登録証の有効期間が満了したことにより登録が抹消された登録者）については登録更新等の手続きを行っていただきますが、本年度の登録更新等にあたっては、下記の通り「①小論文の提出」または「②登録更新等講習の受講」のいずれかを要件といたします。

小論文を提出した方でその内容が「適」と判定された方及び登録更新等講習を受講した方には新しい区分所有管理士登録証を交付します。

(2) 登録更新等手続きの流れ

※いずれかをお選びいただきますが、①と②では手続きや費用が異なりますのでご注意願います。

①小論文提出の方 (2頁「4. 小論文の提出」参照)	②登録更新等講習受講の方 (4頁「5. 登録更新等講習の受講」参照)
<p>登録更新等手数料(3,000円)の払い込み</p> <p>登録申請書・登録更新（再登録）申込書の提出</p> <p>小論文の提出</p> <p>↓</p> <p>審査委員会による審査後、「適」と判定</p> <p>↓</p> <p>新しい登録証の交付</p>	<p>登録更新等手数料(10,000円)の払い込み</p> <p>登録申請書・登録更新（再登録）申込書の提出</p> <p>登録更新等講習の受講、修了</p> <p>↓</p> <p>新しい登録証の交付</p>

2. 登録更新等対象者

(1) 対象者

- ①登録証記載の有効期限が2012年（平成24年）6月30日までの者
- ②登録証記載の有効期限が2011年（平成23年）6月30日以前の者で再登録を希望する者

3. 登録更新等の要件

以下のいずれかの要件を満たしていただくことが必要です。

- (1) 小論文の提出・・・2頁の「4. 小論文の提出」をご覧ください。
- (2) 登録更新等講習の受講・・・4頁の「5. 登録更新等講習の受講」をご覧ください。

4. 小論文の提出

※登録更新等講習受講を選択される場合は4頁をご覧ください。

(1) 下記の中からひとつを選択して小論文を作成してください。

テーマ番号・テーマ	内 容
1. マンション管理業の今後のあり方について	居住者の定住意識の高まりに伴いマンションの長命化ニーズが増加していることから、マンション管理業者が具備すべき能力、体制等は今後どのようにあるべきかについて論ずる。
2. マンション管理適正化法の遵守について	国土交通省の立ち入り検査、監督処分の基準の公表を踏まえて、適正化法に規定する管理業者の業務規制について実務上の課題、問題点及び具体的改善策を論ずる。
3. マンション管理業の社会的責任と区分所有管理士の役割について	マンション管理業は居住者の住まいと暮らしの安心を確保する極めて公共性、社会性の高い業種であることから、マンション管理業が社会的責任を全うするために区分所有管理士はどのような役割を果たすべきかを論ずる。
4. これからの高齢化社会とマンション管理のあり方について	急速に進むわが国の高齢化を踏まえ、マンション管理業者が担う役割等マンション管理のあり方と高齢化社会とのかかわりについて論ずる。
5. マンション管理業者の管理者選任について	管理組合の運営において、理事会方式に代わる方式として第三者が管理者となって管理事務に当たることの必要性が高まっている。この第三者として、マンション管理業者が管理者となる場合のメリット・デメリット及び区分所有管理士の役割等について論ずる。
6. クレームに対する管理業者の姿勢について	管理業者に対する管理組合及び居住者からのクレームが多種多様化していることを踏まえ、管理業者はクレームにどのように対応すべきか等について論じる。
7. 管理組合における個人情報保護について	管理組合は各居住者に属するさまざまな情報を管理しているが、個人情報保護法が施行されたことを踏まえ、プライバシーの保護を含め、管理組合で講ずべき居住者の情報管理のあり方について論ずる。
8. マンションの長命化について	防音・断熱・バリアフリー化等住環境の改善・改良に関する管理組合のニーズが高まっていることを踏まえ、マンションの長命化を図るための方策等について論ずる。
9. マンションの防犯対策について	近年「安全と水はただ」とはいえなくなっていることから、管理組合で講ずることが望ましい防犯対策等について、実際に効果のあった事例や実施上の留意点等について論ずる。
10. マンションのコミュニティの形成支援について	標準管理規約で居住者間のコミュニティ形成が管理組合の業務とされていることを踏まえ、マンション管理業者のコミュニティ形成支援に関し効果のあった事例、支援上の留意点や問題点等について論ずる。

(2) 作成方法

文字数 1,000字以上2,000字以内。

- ※ テーマ番号、テーマ、登録番号（再登録の場合は旧登録番号）、氏名、勤務先名を除く。
- ※ マイクロソフトWordにより、文字サイズ・字送りともに11ポイント、行送り18ポイント、1頁40字×40行を目安として横書き、日本語で作成してください。
- ※ 下記の作成例を参考にテーマ番号、テーマ、登録番号、氏名、勤務先名（ない場合は不要。）を記載してください。

<作成例>

テーマ番号〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について
	登録番号〇〇〇〇〇〇〇号
	虎ノ門次郎
	高層住宅管理（株）
.....	
.....	

(3) 小論文の書き方

- ①小論文は以下のような点に留意して作成してください。
 - ・論理的な構成、表現となっているか
 - ・多角的観点・視点から検討されているか
 - ・自己の体験談、関心事だけで論じられていないか
 - ・反対説・反対意見などへの配慮がなされているか 等
- ②市販の書籍や文献、インターネットのホームページ等を参考に作成してもかまいませんが、引用する場合には末尾に必ず出典を明記してください。
- ③書籍や文献、ホームページ等からその過半を引用したり他者の作成した小論文に酷似しているものは登録更新等の対象といたしません。

(4) 登録更新等にかかる費用

登録更新等手数料 3,000円（論文判定・登録証交付・消費税含む）

(5) 申込方法

上記の諸費用をお振り込みいただき、「6. 登録更新等に必要な書類」を参照の上、小論文と登録更新（再登録）申込書及び登録更新等に必要な書類を同封の返信用封筒に入れ、簡易書留郵便にて当協会宛に送付してください。

小論文の提出方法については、電子メールの送信でも受付しておりますのでご参照願います。

小論文の提出方法

電子メールによる提出	① マイクロソフトWordにより作成したファイルを電子メールに添付して下記アドレスあてに送信願います。 ② メールのはじめの件名は「更新小論文」と、添付ファイル名は「登録番号・氏名」としてください(例:〇〇〇〇〇〇号・虎ノ門次郎)。 メールアドレス kanrishi@kanrikyo.or.jp ③ 送信後、「6. 登録更新等申請に必要な書類」をご郵送願います。
郵送による提出	上記マイクロソフトWordを使用して作成したファイルを郵送で提出する場合には、小論文を保存したCD又はUSB(フロッピーディスク不可)と「6. 登録更新等申請に必要な書類」をご郵送願います。

小論文・登録更新等書類の郵送先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル2階
(社)高層住宅管理業協会 区分所有管理士登録更新(再登録) 係

(6) 小論文提出締切日

平成24年5月15日(火)(当日の消印有効)

(7) 審査・判定

ご提出いただいた論文は、区分所有管理士審査委員会で審査を行い、その結果が「適」と判定された方について登録の更新(再登録)を行います。

5. 登録更新等講習の受講 ※小論文提出を選択される場合は2~4頁をご覧ください。

登録更新等講習を東京、大阪の2会場で開催します。

(1) 日時

(東京会場) 平成24年5月23日(水) 午後1時より4時15分まで
(大阪会場) 平成24年6月 5日(火) 午後1時より4時15分まで

(2) 開催会場

(東京会場) ベルサール神田
千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル2階

(大阪会場) 綿業会館
大阪府中央区備後町2-5-8

(3) 講習科目(両会場共通)

マンション管理に係る紛争事例について

(4) 登録更新等にかかる費用

登録更新等手数料 10,000円(受講料・登録証交付・消費税含む)
(ご注意) 当日講習会に参加できなかった場合、費用の返還はいたしません。

(5) 申込方法

上記の登録更新等手数料を振り込んだ後、「6. 登録更新等に必要な書類」をご参照の上、登録更新(再登録)申込書と登録更新等に必要な書類を同封の返信用封筒に入れ、簡易書留郵便にて当協会宛に送付願います。受講申し込み締切り後、5月17日(火)に受講票を発送いたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル2階
(社)高層住宅管理業協会 区分所有管理士登録更新(再登録) 係

(6) 受講申込締切日

東京会場 平成24年5月 1日(火)(※当日の消印有効)
大阪会場 平成24年5月15日(火)(※当日の消印有効)

6. 登録更新等に必要な書類 ※小論文提出者、登録更新等講習受講者共通

登録更新(再登録)の書類として下記のものが必要となります。小論文提出の方は作成した小論文とともに下記書類を同封の返信用封筒に入れ、簡易書留郵便にて送付願います。

(1) 区分所有管理士登録申請書 1通

あらかじめ従前の登載事項が印字されていますので、訂正・変更がある場合には、登載事項を訂正・変更してください。また、所定欄に申請者本人が自筆で署名・捺印してください。

(2) 区分所有管理士登録更新(再登録)申込書 1通

(3) 登録用写真 2枚

- ・大きさ 縦3cm・横2.5cm、
- ・無帽・無背景、正面から撮影したもので鮮明なもの
- ・申請前6カ月以内に撮影されたもの

※ 写真裏面に氏名と登録番号を記入してください。

※ 1枚は(1)の区分所有管理士登録申請書の所定欄に貼付願います。残りの1枚は後日発行される更新後の登録証に貼付されるものです。クリップ等で写真表面に傷がつかぬようご注意願います。

(4) 登録更新等手数料振込済み証(写し)の貼付

登録更新等手数料は下記口座へ各金融機関備え付けの用紙にてお振り込みいただき、金融機関から発行される振込済み証の写しを、登録更新(再登録)申込書の裏面に貼付してください。

※ お振り込みに要する手数料は申請者のご負担とさせていただきます。

※ お振り込み金額は、4. 小論文の提出と5. 登録更新等講習を受講の場合では金額が異なりますので、ご注意願います。

＜お振込み先＞三井住友銀行 東京公務部(店番号096) 普通預金 NO. 0163271
口座名義 社団法人高層住宅管理業協会 管理士更新口
(シャタンハウジン コウソウジユウタクカンリギョウキョウカイ カンリシコウシグチ)

7. 区分所有管理士登録簿

区分所有管理士登録簿は区分所有管理士に関する事項を記載したもので、当協会が管理いたします。区分所有管理士登録簿に記載される事項は以下の通りです。

- | | |
|--------|----------------|
| ①氏名 | ⑦登録の有効期間が満了する日 |
| ②現住所 | ⑧試験に合格した日 |
| ③生年月日 | ⑨勤務先 |
| ④性別 | ⑩勤務先住所 |
| ⑤登録番号 | ⑪郵便物の送付先 |
| ⑥登録年月日 | |

8. 登録証の交付

(1) 登録証の交付

登録更新（再登録）者に対しては、有効期限を5年後の西暦2017年6月30日とする新しい登録証を発行します。

(2) 登録証の交付ができない場合

次のいずれかに該当する場合は、登録証の交付できません。

- ① 区分所有管理士登録簿登載事項に虚偽の申請があるか、若しくは記載事項に不備がある場合
- ② 登録更新等手数料が納付されていない場合
- ③ 区分所有管理士登録申請書の所定欄に写真が貼付されていない場合

9. 登録の抹消

(1) 登録を受けている者が次のいずれかに該当する場合は、登録を抹消します。

- ① 後見開始又は保佐開始の審判を受けた者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないとき
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- ⑤ 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき

(2) 登録を受けている者が次のいずれか一つに該当するに至った場合は、登録を抹消されることがあります。

- ① 登録簿の記載事項に変更が生じた場合において、正当な理由がなくその届出を怠ったとき
- ② 業務に関し不誠実な行為をしたとき

<連絡先>

社団法人高層住宅管理業協会
試験研修部

TEL. 03-3500-2720

FAX. 03-3500-1261

<個人情報の取り扱いについて>

当協会では、申請者よりお送りいただいた個人情報は、区分所有管理士登録簿への記載及び登録事項の変更、登録、登録更新及び再登録の処理、事務連絡の目的にのみ限定して利用させていただきます。また、登録された情報を第三者に開示・提供はいたしません。

区分所有管理士登録更新(再登録)申込書

私は、下記の通り区分所有管理士登録更新（再登録）手続きを申し込みます。

申請者	登録番号
	氏名
	生年月日 西暦 年 月 日

1. どちらか希望する方に○をつけてください。

A. 小論文の提出による更新	B. 講習の受講による更新
----------------	---------------

2. 「B. 講習の受講による更新」を選ばれた方は、希望会場に○をつけてください。

東京 ・ 大阪

<ご注意>

- (1) 本書の裏面に登録更新（再登録）手数料の振込証コピーを貼付してください。
- (2) 登録更新（再登録）講習をお申込みの方には、受講票をお送りします。
- (3) 受講票、登録証等は登録送付先にお送りします。

登録更新（再登録）手数料の振込証コピー貼付欄

区分所有管理士登録申請書

登録番号

写真

縦3 cm×横2.5 cm
(写真裏面に氏名を
記入して貼付のこ
と)

区分所有管理士資格審査・認定事業実施規程により、登録更新の申請をします。
本申請書の内容が真実で、かつ正確であることを誓い、内容に真実と相違する
ことが判明した場合には、登録を抹消されても異存ありません。

平成 年 月 日

社団法人 高層住宅管理業協会
理事長 黒住昌昭 殿

申請者氏名(本人自署押印)

印

項目	記載内容	訂正・変更欄
フリガナ		
氏名		
生年月日		
性別		
自宅住所 電話番号	〒 - Tel - -	〒 - Tel - -
勤務先		
勤務先住所	〒 - Tel - -	〒 - Tel - -
郵便物 送付先	1. 自宅 2. 勤務先	1. 自宅 2. 勤務先

> 記入例 <

申請書 登記士管理区分

登録番号 〇〇〇〇〇〇

写真

縦3 cm×横2.5 cm
(写真裏面に氏名を
記入して貼付のこ
と)

区分所有管理士資格審査・認定事業実施規程により、登録更新（再登録）を申請します。
本申請書の内容が真実で、かつ正確であることを誓い、内容に真実と相違することが
判明した場合には、登録を抹消されても異存ありません。

平成24年 〇月〇〇日

社団法人 高層住宅管理業協会
理事長 黒住 昌昭 殿

申請者氏名(本人自署押印)

虎ノ門 次郎 印

項目	記載内容	訂正・変更欄
フリガナ	トラノモン ジロウ	
氏名	虎ノ門 次郎	
生年月日	1963年5月14日	
性別	男性	
自宅住所 電話番号	〒171-0014 豊島区池袋〇-〇-〇〇池袋マンション〇号棟101号室 TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〒151-0000 渋谷区中央〇-〇-〇〇渋谷マンション〇〇〇号室 TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
勤務先	高層住宅管理(株)	
勤務先住所	〒105-0001 港区虎ノ門〇-〇-〇〇 〇〇〇ビル TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〒 - - TEL - - -
郵便物 送付先	1	1. 現住所 2. 勤務先